

おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、おもてなしヘルメット購入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県を訪れる観光客や宿泊客（以下「観光客等」という。）を対象とした自転車の貸し出しサービスを行う事業者に対して、自転車乗車用ヘルメット（SGマーク（一般財団法人製品安全協会が経済産業大臣の承認を得て、定められた認定基準に適合している製品にのみ表示するマークをいう。）が貼付された新品の自転車乗車用ヘルメット。以下「ヘルメット」という。）購入に必要な経費を補助することにより、自転車を利用する観光客等のヘルメット着用を推進し、自転車利用中の交通事故による頭部損傷被害の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

また、補助金の総額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとし、様式第1号には別紙を添付し、補助事業に要する経費の内訳を明らかにするものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、また、様式第1号には別紙を添付し、補助事業に要した経費の内訳を明らかにするものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度補助事業から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象事業者	3 補助対象事業	4 補助率
おもてなしヘルメット購入支援事業	<p>本県を訪れる観光客等を対象とした自転車の貸し出しサービス（サービスは有償、無償を問わない。）を行う事業者</p> <p>ただし、以下に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者） 	補助対象事業者による自転車乗車用ヘルメット購入に要する経費	<p>1/2</p> <p>上限2,000円/個。</p>
<p>【注意事項】 本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入に対する補助は認めないものとする。</p>			

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度 おもてなしヘルメット購入補助事業計画（報告）書

1 事業の目的

観光客等を対象とした自転車の貸し出しサービスを行う事業者に対して、自転車乗車用ヘルメット購入に必要な経費を補助することにより、自転車を利用する観光客等のヘルメット着用を推進し、自転車利用中の交通事故による頭部損傷被害の軽減を図ることを目的とする。

2 事業計画

（単位：円）

事業名	事業費	補助事業に要する （した）経費	負担区分	
			県費	その他
おもてなしヘルメット購入補助事業				
計				

※1 補助事業に要する（した）経費の内訳は別紙のとおり

※2 「その他」で、県以外の補助金がある場合は、（ ）で補助機関名及び補助金を記載すること

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度 おもてなしヘルメット購入補助事業収支予算書（決算書）

1 収入

（単位：円）

予算額（決算額）					備考
県補助金	市町村負担額	他の助成金	その他	計	

2 支出

（単位：円）

本年度予算額	うち補助対象となる経費	算出基礎

注）「算出基礎」欄には、補助対象事業及び経費の内訳が分かる内容を記載するものとする。

様

鳥取県知事

㊟

令和 年度 おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったおもてなしヘルメット購入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。
（担当：鳥取県くらしの安心局くらしの安心推進課 木原、電話：0857-26-7989）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱（令和3年4月15日付け第202000339430号鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

年度おもてなしヘルメット購入支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったおもてなしヘルメット購入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | |
|--|-----|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 円 |
| 5 添付資料 | |
| （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | |
| （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | |
| （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | |

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区 分	課税仕入れ				共通対応分	非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法